

新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応について

1 市立幼稚園・市立学校の臨時休業の延長

校 種	臨時休業期間
幼稚園	<u>4月22日（水）～5月10日（日）</u> ※変更前：4月22日（水）～5月6日（水） ※臨時休業期間中においても、預かり保育は、就労等により、やむを得ない場合は受け入れている。
小学校 中学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校	<u>4月14日（火）～5月10日（日）</u> ※変更前：4月14日（火）～5月6日（水）

※各園・学校においては、これまで子どもたちの臨時休業期間における学習面や心のケアなどの健康面に配慮するよう取り組んでいる。
 また、4月27日（月）から5月1日（金）までに改めて電話等で学習状況や心身の状況の把握を行うなど、家庭と連携して、より一層、子どもたちの学びや育ち、心のケアなどに取り組んでいる。

2 図書施設・社会教育施設の休館の延長

施 設	臨時休館期間
中央図書館等の46施設	<u>4月14日（火）～5月10日（日）</u> ※変更前：4月14日（火）～5月6日（水）
青少年科学館、天文台、青少年山の家、北方自然教育園、視聴覚センター、カナモトホール（市民ホール）、生涯学習センター、定山溪自然の村、月寒公民館	

※ 青少年山の家は、宿泊施設であるため、臨時休館期間の終了日は未定